

2025 年 9 月 24 日

内閣総理大臣 石破 茂 様
財務大臣 加藤 勝信 様
内閣府特命担当大臣
（消費者及び食品安全） 伊東 良孝 様
消費者庁長官 堀井 奈津子 様

全大阪消費者団体連絡会

大阪府中央区本町 2-1-19-430

電話 06-6941-3745

令和 8(2026)年度地方消費者行政強化交付金予算編成に係る要望書

1. 要望の趣旨

今般、消費者庁は、令和 8（2026）年度予算概算要求の中で、「地方消費者行政強化交付金」につき、令和 7（2025）年度当初予算から 10 億円増の 25.5 億円を要求しました。これは、地域で消費者のくらしの安全・安心を守り、国においては事業者処分や政策立案の基礎データとして活用され、事業者の取引適正化と健全な発展にも貢献している消費生活相談を基盤とする地方消費者行政を現状から後退させず、消費者被害防止を前進させるために必要不可欠な最低減の予算です。

6 月 13 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2025」で、「地方消費者行政を強化するため、地域見守り活動の活性化や消費生活相談員の人材確保・育成に資するよう地方消費者行政強化交付金を見直す。」とされていることも踏まえ、令和 8（2026）年度予算編成において、25.5 億円の概算要求全額を予算化することを強く求めます。

2. 理由

当会は、貴職に充てて、本年 3 月 28 日付「地方消費者行政の強化のため、国の財政支援の継続・拡充を求める要望書（注）」を提出しました。

（注）要望の趣旨

地方消費者行政は、地域で消費者のくらしの安全・安心を守り、国においては事業者処分や政策立案の基礎データとして活用され、事業者の取引適正化と健全な発展にも貢献しています。その体制と施策が維持・推進されるよう、国は、地方自治体に対し、消費生活相談員の人材確保をはじめとする消費生活相談体制の維持・強化と消費者被害防止の各種施策に活用できる交付金措置を継続することを要望します。また、地方消費者行政には、国と地方自治体相互の利害に関係し、国全体の水準を確保する必要がある事務が含まれていることに鑑み、従来の枠組みを超える恒久的な財源措置を国が実施することを要望します。

この件につき、消費者庁は、令和 8（2026）年度予算概算要求において、「地方消費者行政強化交付金」につき、25.5 億円を要求しました。9 月 1 日に公表された「令和 8 年度概算要求（交付金関係）説明資料」（以下、説明資料）によると、地方消費者行政に対する支援メニューは、①相談機能維持・未然防止強化型（補助率：定額）、② 相談・見守り連携強化型（原則 1/2）、③ 担い手確保、人材育成・強化型（原則 1/2）、④ 広域連携推進型（時限、定額）、⑤ 重点課題対応型（原則 1/2）の 5 つです。

このうち、①相談機能維持・未然防止強化型（補助率：定額）は、令和 7（2025）年度時点で地方消費者行政強化交付金推進事業を活用している自治体が消費者基本計画期間中（～令和 11（2029）年度）の「相談機能維持・未然防止強化プラン」を策定し、そこに盛り込まれた取組を定額補助する支援措置です。これが予算化されれば、現在の地方消費者行政強化交付金推進事業の活用期間終了による消費生活相談体制を含む消費者被害防止の各種施策の後退を、当面は避けることができます。なお、地方消費者行政強化交付金推進事業は都道府県でも一定額が活用されていることから、説明資料にある通り、支給対象は自治体とし、都道府県を除かないことが求められます。

②相談・見守り連携強化型（原則 1/2）は、見守りネットワーク構成員に対する情報提供や出前講座を実施する消費生活相談員を「見守り活動支援員（仮称）」と位置付け、その報酬、謝金、経費等を補助するものです。また、③担い手確保、人材育成・強化型（原則 1/2）は、都道府県が管内の相談員の養成・確保・育成を一貫して計画的に実施する取組と、研修実施・高度専門相談員配置・市町村支援員配置を補助するものです。今、こうした支援措置がなければ、全国で深刻化する消費生活相談員の担い手不足が一気に進むことが避けられません。担い手の確保が進まなければ、高齢消費者等への啓発活動や見守り活動が広がらず、消費者被害を一層拡大させます。単独での消費生活センター設置・消費生活相談員配置が難しい市町村への④ 広域連携推進型（時限、定額）の支援措置も含めて、国がしっかりと支援することが求められています。

以上、消費者庁の地方消費者行政強化交付金に係る令和 8（2026）年度予算概算要求は、消費者被害の防止、取引適正化、公正な市場の構築に欠かすことができないものです。

地方消費者行政への交付金予算は、平成 27（2015）～29（2017）年度は当初予算で 30 億円、前年度補正予算で 20 億円の計 50 億円が措置されていましたが、令和 7（2024）年度は当初予算 15.5 億円、前年度補正予算 16 億円の計 31.5 億円に減少しています。

地方消費者行政への国の支援と自治体の活用が継続的、安定的に行われることを担保するためには、当初予算で必要額が措置されるべきです。特に、令和 8 年度は制度が見直されるときでもあり、それにより自治体が活用を躊躇することがないように、当初予算で概算要求金額を全額予算化することを強く求めます。

以上